

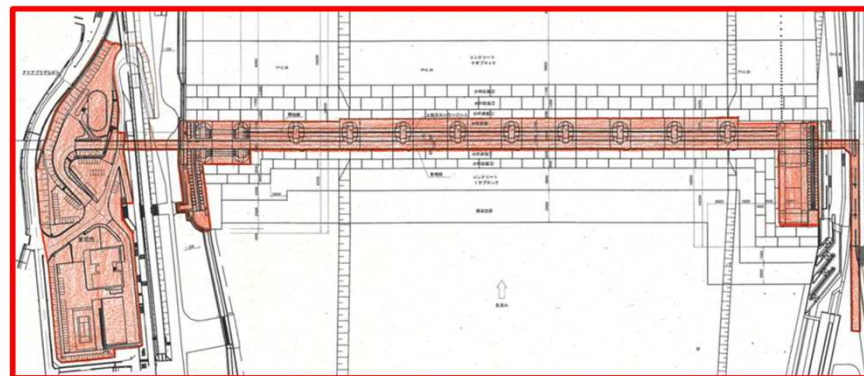
長良川河口堰周辺での無人航空機(ドローン等)の使用についての注意

■ 次の場所での飛行を禁止します。

- 河口堰本体及び管理所、関連施設の上空及びその周辺

※【小型無人航空機飛行禁止区域図】

飛行禁止区域は右図の対象範囲
の施設、地表面から「30m」の
直線距離となります。



■ 河口堰周辺の特性について

- 堰本体周辺は気流が不安定になります。
- 管理所の通信設備からの電波が無人航空機の操縦に影響することがあります。

■ その他の注意事項

- 河川内及び関連施設内に機体等が落下した場合、管理所では回収を行いません。
- 撮影した映像に人物が写り込んでいた場合、同意を得ずにインターネット上に公開すると肖像権の侵害行為として民事訴訟の対象となる場合があります。
- 安全管理上、管理所職員が声をかけさせていただく場合があります。
- 第三者に危害を与えた場合は、機構は一切の責任を負うことはできません。
- 施設に損傷を与えた場合は、賠償を請求させていただきます。